平成２８年（フ）第５１号
栃木県佐野市新吉水町291番地３　ファミーユ１号棟104号室、前住所栃木県佐野市免鳥町142番地３
債務者　初谷　雅男
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１６２７号
横浜市南区南太田１丁目16番８―302号
債務者　青木　明美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９０３号
横浜市旭区さちが丘134番地３　フルールさちⅡ　103号室
債務者　山本　賢一
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４７号
静岡県浜松市中区神田町206番地マストタウン神田W202号
債務者　赤堀　麗華
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
静岡県浜松市北区三方原町1264番地の５　コーポグリーンライフ101号、前住所静岡県浜松市北区初生町948番地の４　マンションブルースカイ　101号
債務者　井澤　一八
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７４２号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目15番10号
債務者　福田　省吾
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４３号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目15番10号
債務者　福田　千歳
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８７号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１―５―26　ホワイトヴィラ太平台Ａ102、住民票上の住所東京都葛飾区白鳥３丁目３番９号
債務者　石井十六子（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７号
沖縄県沖縄市美原２丁目23番17号　アンビシャス604
債務者　村上　英典
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１７２５号
横浜市旭区川井宿町15　雇用促進住宅川井宿宿舎６号棟501号室、住民票上の住所横浜市鶴見区鶴見中央３丁目21番７号　鶴見中央ビル２Ｆ
債務者　二瓶　英人
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１２号
横浜市保土ケ谷区西谷町1050番地　ハイムコバヤシ１―201号
債務者　見留　久子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０２６４号
東京都西多摩郡檜原村4450番地
破産者　株式会社土屋土建
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９０９号
東京都杉並区上井草２丁目７―５　第三池園コーポ105、開始決定時の住所東京都杉並区今川２丁目24―１　カリフール今川１棟103
破産者　近藤克二郎
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４４１号
東京都北区田端５丁目２番５号
破産者　株式会社スマイルネット
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８７２号
東京都板橋区中台３丁目27―Ｊ―1306
破産者　清原　　誠
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部